

平成28年度 第8回香取市農業委員会総会議事録

平成28年11月22日

11月22日（火）香取市農業委員会会長職務代理者 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
3番	富 澤 克 彦	4番	寺 島 美 幸
5番	飯 森 孝	6番	片 野 壽 夫
7番	海 老 澤 武	8番	高 松 多 可 史
9番	鵜 澤 幹 司	10番	林 藤 江
11番	菅 谷 樹 雄	12番	内 山 勝 己
13番	篠 塚 正 悟	14番	高 木 甚 一
15番	伊 藤 はつ子	16番	高 木 重 樹
17番	伊 藤 寛	18番	栗 林 利 男

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	八 本 栄 男	管理班長	飯 田 利 彦
農地班長	越 川 泰 克	副主幹	林 光 夫
主任主事	佐々木 卓 也		

開会 午後 15 時 10 分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は 18 名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成 28 年度第 8 回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、2 番 越川定勝委員、11 番 菅谷樹雄委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第 1 議案第 1 号 ないし 日程第 8 報告第 3 号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第 1 議案第 1 号

議 長 日程第 1 議案第 1 号を上程いたします。

なお、お手元の総会資料において、議案及び報告書の提出者の中、職務代理者の文言の削除をお願いします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成28年11月22日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が親より使用貸借権の再設定を受けるものであります。

整理番号2番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号3番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号4番および5番は関連案件であります。

耕作の利便性向上と合理化を図るため、お互い農地を交換するものであります。

整理番号6番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号7番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号8番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木甚一委員。

14番高木委員 議案第1号 去る、11月14日（月曜日）午後1時30分より市役所3階会議室において、第2班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は8件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、報告いたします。

整理番号1番から8番まで審査した結果、議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件も満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号4番、5番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 では、担当委員の意見を申し上げます。

8番 高松委員。

8番高松委員 整理番号4番および5番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、農事組合法人は施設に隣接している農地を○○○は自宅から近く通作利便な農地を交換により取得し、お互いに耕作の利便を図るものです。

対象農地は既に仮登記がされており、従前より交換がなされ、お互いに耕作していたことから、今後も同様に良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号4番、5番の2件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号4番、5番の2件について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 では、分離案件以外について、審議いたしますので、担当委員の意見を申し上げます。

す。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である娘と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号2番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、当該農地だけでの耕作が困難な極小農地のため、譲受人が売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

申請地は、譲受人の自作地に隣接しており、一体として利用することで耕作の効率化が図られると思われま。

したがって、所有権移転後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号3番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅から近く通作利便な農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

申請地は一団とした耕作利便な農地であり、譲受人は水稻栽培を主として4ヘクタールを超える耕作面積を有しております。

したがって、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号6番について、9番 鵜澤委員。

9番鵜澤委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、非農家である譲渡人は相続により取得した農地について営農困難なため、また、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため、お互いの協議が整い、売買にて譲り受けるものです。

対象農地は耕作良好な優良農地であり、譲受人の自宅から近く、通作の利便性も良いことから、良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 整理番号7番について、12番 内山委員。

12番内山委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している利便性の良い農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

対象農地は従前より譲受人が30年以上事実的耕作し、現状は自作地と一体となっております。

したがって、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 整理番号8番について、16番 高木委員。

16番高木委員 整理番号8番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人の自作地に隣接している申請地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

申請地は現在、遊休農地ですが取得後は一体的な耕作が可能となり、耕作の利便が図られるものと思われま。

したがって、所有権移転後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の2件を除く6件について、審議いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めま。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の2件を除く6件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号の2件を除く6件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成28年11月22日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、植林用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

なお、本件は事前着工により始末書添付案件であります。

以上の1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木甚一委員。

1 4番高木委員 議案第2号 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

本件は、事前着工による始末書添付案件ですが、申請地周辺の農地への影響もなく、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いするところでありますが、整理番号1番について、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇沿いにある〇〇〇〇〇から〇におよそ〇〇メートルに位置します。

この申請は、始末書付きの案件であり、農地法の知識もないまま植林してしまったとのことです。

申請地は、山林に囲まれており、日照時間が少なく畑作に不向きであり、また、申請人に後継者もないことから、申請地に植林し、山林にする計画であります。

隣接農地所有者は申請人所有で問題なく、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成28年11月22日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番および2番は関連案件であります。

転用を伴う地上権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、不許可例外事由Qの申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うもので、第1種農地面積が総事業面

積の3分の1を超えないものに該当するため問題ないと判断します。

なお、パネル枚数の9,738枚は、山林と農地を含めた開発面積によるものであります。

整理番号3番、一時転用を伴う賃借権設定で、営農型太陽光発電施設用地とのことです。

本申請は、平成27年5月15日付けで許可を受け設置したものでありますが、今年8月の台風により支柱が倒壊、新たに支柱の強度を高めて設置するため再申請するものであります。

整理番号4番、転用を伴う地上権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で専用住宅および作業場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

以上の5件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 高木甚一委員。

14番高木委員 議案第3号 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は5件であります。

このうち、整理番号3番および4番については、現地調査を行いました。

審査結果について報告いたします。

整理番号3番については、昨年、営農型太陽光発電施設用地として一時転用許可されたものでありますが、台風による支柱倒壊により、支柱強度を高めるため再度、申請するものであり、問題なしとの意見でありました。

次に、整理番号4番については、第2種農地で隣接農地への被害も想定されないことから、特に問題なしとの意見でした。

また、その他の案件についても書類等で審査した結果、実効性等問題なく、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番、2番の2件について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号1番と2番について、関連案件になりますので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かい〇〇〇〇を〇〇方面に右折していただき、そこから〇〇メートル位行った所を左に下がった所の下流側でございます。

譲受人は、〇〇〇〇業を営む〇〇であり、申請地と近隣の山林を一体として有効活用を図るため、太陽光発電設備を設置する計画です。

用水の利用計画はなく、雨水は貯水池を設置し、オーバーフロー分は市道側溝へ放流するとのことです。

また、隣接農地はなく、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

また、地元の整理組合の同意も出ておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号3番について、13番 篠塚委員。

1 3番篠塚委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

現地ですが、〇〇方面より〇〇へ向かひまして、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇を右折します。それから、〇〇メートル位行った所を左折しまして〇〇メートル位行った左側でございます。

譲受人は、自家消費する電力電源を可能な限り再生可能エネルギーに変換するため、営農型太陽光発電設備を設置するとのことであります。

本計画につきましては、昨年許可を得て、事業を実施しておりましたが、今年8月の台風により大規模な被害を受け、撤去を余儀なくされたため、基礎の強度をあげ再度一時転用許可申請するものであります。

隣接農地所有者の同意も得ておりまして、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号4番について、16番 高木委員。

1 6番高木委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所なんですけれども、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かひましてY字路がある所を右に曲がると〇〇〇〇〇〇がでございます。その前をずっと行きまして〇〇〇の集落に入った堰がございまして。堰の所を右折しまして〇〇メートル程行った所ですか、現地の〇〇〇に着きます。

〇〇〇の法面の畑の所です。

譲受人は太陽光発電業を営む法人であり、再生可能エネルギーを生産し、地球温暖化対策に貢献するため、土地を探していたところ、地上権の協議が整った申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水は敷地内浸透により処理し、周囲に堰堤を築き土砂流出を防止するとのことです。隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号5番について、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いいたします。

事務局 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇沿いにある〇〇〇から〇〇〇〇メートルに位置します。

譲受人は、〇〇〇〇業を営む〇〇であり、〇〇〇地先に〇〇を構え営業しておりますが、現在の場所では、手狭になり事業に支障をきたしているため、事務所および住居を移転し申請地で営業する計画です。

用水は井戸水を利用し、雨水は雨水浸透トレンチにより浸透処理し、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後、蒸発拡散装置を利用するとのことです。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成28年11月22日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成28年度第8次農用地利用集積計画1番から174番までの申請であります。

議案書の8ページから82ページです。

所有権移転が4件で15,578㎡、このうち田が12,649㎡、畑が2,929㎡です。

次に、使用貸借権の設定が2件で8,059㎡。

このうち新規設定1件、畑で4,323㎡、再設定1件、田で3,736㎡です。

次に、賃借権設定の新規が142件で592,319.46㎡、このうち田が541,741.46㎡、畑が50,578㎡です。

続いて、再設定が17件で91,258㎡、このうち田が88,138㎡、畑が3,120㎡です。

次に、農地中間管理事業分について、

使用貸借権設定の新規が3件で9,748㎡、このうち田が4,748㎡、畑が5,000㎡です。

続いて、賃借権設定の新規が6件で27,318㎡、すべて田であります。

以上、174件の第8次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号43番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 43番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号43番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号 整理番号156番について、審議します。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 156番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号156番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の2件を除く172件について、審議いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の2件を除く172件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号の2件を除く172件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成28年11月22日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書の83ページから85ページの整理番号1番から6番です。

使用貸借権設定の新規が2件で、9,748㎡、このうち田が4,748㎡、畑が5,000㎡です。

続いて、賃借権設定の新規が4件で、27,318㎡、すべて田であります。

以上、6件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案題5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号から報告第3

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成28年11月22日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は18件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成28年11月22日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、80件であります。

報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成28年11月22日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は6件であります。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後15時56分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人